

大蔵委員会 議録 第三十五号

昭和四十八年五月三十日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 大村 裕治君

理事 松本 十郎君

理事 阿部 助哉君

理事 宗佑君

理事 大西 正男君

理事 木村武千代君

理事 村山 達雄君

理事 小泉純一郎君

理事 地崎宇三郎君

理事 野田 純君

理事 坊 秀男君

理事 佐藤 銀樹君

理事 平林 喬君

理事 増本 一彦君

理事 竹本 孫一君

理事 村山 喜一君

理事 庄平君

理事 幸吉君

理事 山田 庄司君

理事 広瀬 直樹君

出席國務大臣 大蔵大臣 愛知 握一君

出席政府委員 大蔵政務次官 山本 幸雄君

出席政府委員 大蔵省主計局次長 辻 敬一君

出席政府委員 大蔵省銀行局長 吉田太郎一君

出席政府委員 調査員 広瀬 文生君

出席政府委員 室長末松 紹正君

出席政府委員 議員 佐藤 紹介君

出席政府委員 調査員 佐藤 紹介君

付加価値税の新設反対に関する請願 (三浦久君紹介)(第四八七一號)	同日 辞任 竹下 登君 塩谷 一夫君
国家公務員共済年金制度改善に関する請願 (金瀬俊雄君紹介)(第四八七二號)	同月三十日 辞任 山中 貞則君 渡海元三郎君
付加価値税の新設反対等に関する請願 (米原昶君紹介)(第五〇一六號)	同月二十四日 同日 増本 一彦君 渡海元三郎君
公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第九九號)	同月二十六日 同日 増本 一彦君 渡海元三郎君
付加価値税の新設反対等に関する請願 (矢野綱也君紹介)(第四二八〇號)	同月二十八日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
付加価値税の新設反対等に関する請願 (矢野綱也君紹介)(第四二八〇號)	同月二十八日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
同外五件 (岡本富夫君紹介)(第四三四二號)	同月二十八日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
同外三件 (北側義一君紹介)(第四三四三號)	同月二十九日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
同 (竹入義勝君紹介)(第四三四四號)	同月二十九日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
国民金融公庫の定員増加等に関する請願 (山本政弘君紹介)(第四三四五號)	同月二十九日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
付加価値税の新設反対等に関する請願 (谷口善同(寺前巖君紹介)(第四四八一號)	同月二十九日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
同 (神崎敏雄君紹介)(第四六一六號)	同月二十九日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
付加価値税の新設反対に関する請願 (大野潔君紹介)(第四六一七號)	同月二十九日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
支那事変賜金回債の償還に関する請願 (旗野進一君紹介)(第四六一七號)	同月二十一日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
付加価値税の新設反対等に關する請願 (東中光雄君紹介)(第四八七〇號)	同月二十一日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君
合等からの年金の額の改定に關する法律等の一 案 (内閣提出第七二號)	同月二十一日 同日 增本 一彦君 渡海元三郎君

付加価値税の新設反対に関する請願 (谷口善同(寺前巖君紹介)(第四四八一號)	五月二十八日 ○鶴田委員長 これより会議を開きます。
付加価値税の新設反対に関する請願 (枚方市議會議長中林賢治(第三七〇號)	付加価値税の新設反対に関する陳情書 (枚方市議會議長中林賢治(第三七〇號)
付加価値税に關する陳情書 (久留米市議會議長吉山武)(第三七一號)	付加価値税に關する陳情書 (久留米市議會議長吉山武)(第三七一號)
は本委員会に参考送付された。	は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件	本日の会議に付した案件

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第七二號)	部を改正する法律案 (内閣提出第六五號)
昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第九九號)	昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第九九號)
公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第三五五號)	公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第三五五號)
付加価値税の新設反対等に関する請願 (米原昶君紹介)(第五〇一六號)	付加価値税の新設反対等に関する請願 (米原昶君紹介)(第五〇一六號)
子供劇場の入場税免除に關する請願 (栗田翠君紹介)(第五〇二六號)	子供劇場の入場税免除に關する請願 (栗田翠君紹介)(第五〇二六號)
同 (鈴切康雄君紹介)(第五一七六號)	同 (鈴切康雄君紹介)(第五一七六號)
同 (林百郎君紹介)(第五一七七號)	同 (林百郎君紹介)(第五一七七號)
同 (林百郎君紹介)(第五一七八號)	同 (林百郎君紹介)(第五一七八號)
公共交通事業等の適期施行に關する請願 (林百郎君紹介)(第五〇二七號)	公共交通事業等の適期施行に關する請願 (林百郎君紹介)(第五〇二七號)
音楽、舞踊、演劇等の入場税撤廃に關する請願 (大橋敏雄君紹介)(第五一七五號)	音楽、舞踊、演劇等の入場税撤廃に關する請願 (大橋敏雄君紹介)(第五一七五號)
同 (山原健二郎君紹介)(第五四九四號)	同 (山原健二郎君紹介)(第五四九四號)
同月二十九日	同月二十九日
五月の十八日だと思いますが、資金運用部資金の金利を〇・三%引き上げるということを決定されまして、それとの関連で国民金融公庫との他の中小企業関係の金利がそれぞれ同じく〇・三%ずつ引き上げられ、国民金融公庫の基準金利も八%になるというように報道をされていますけれども、確かに中小企業金融で、民間金融のはかに政策関係の制度金融といらうのは非常に重要な問題でございまして、貸し付け金限度が五百万から八百万に引き上げられたということは一定の前進であると思いますけれども、その上ここに来て同じようにお金引き締め等々の関連で、特に小規模零細業者が利用するこういう制度金融の金利の引き上げをするというのはまことに中小企業対策としても不適切ではないかというように私は考えるのですが、ぜひその点については再考をすべきであ	五月の十八日だと思いますが、資金運用部資金の金利を〇・三%引き上げるということを決定されまして、それとの関連で国民金融公庫との他の中小企業関係の金利がそれぞれ同じく〇・三%ずつ引き上げられ、国民金融公庫の基準金利も八%になるというように報道をされていますけれども、確かに中小企業金融で、民間金融のはかに政策関係の制度金融といらうのは非常に重要な問題でございまして、貸し付け金限度が五百万から八百万に引き上げられたということは一定の前進であると思いますけれども、その上ここに来て同じようにお金引き締め等々の関連で、特に小規模零細業者が利用するこういう制度金融の金利の引き上げをするというのはまことに中小企業対策としても不適切ではないかというように私は考えるのですが、ぜひその点については再考をすべきであ

いでもう少しくふうをしていただきたい。いかがですか。

○吉田(太)政府委員 それをコントロールする方法といたましても、貸し出し金利を下げるとしていかか、あるいはコストである預金金利の面で考えていくかと、そういうことが正道であろうかと思ひます。ただ収益の大きさが幾らであるべきが正しいかということをもとにして金利のあり方を指導していくということは、現実問題としては今日の経済の体制の中では非常にむずかしいことである。だから一般的な考え方として、そういう金利政策といふものの運用の面において考慮していくべきことではなかろうか、かように考えております。

○竹本委員 これは大臣への要望にとどめておきたいと思っているわけだけれども、いまの答弁だとどうも話がはなはだ不徹底で、私が言っているのはいまの貸し出し金利をどうするとかなんとかいうことを言っているのじゃないが、相互勘案して、はじめて働いている中小企業や一般製造業に比べて銀行の利益はいま過大であるじゃないか、その過大なものになるように銀行行政が、途中は全然関係ないとはいわないまでも、努力が足らない結果、膨大な利益が出るんだから、こんなに利益が出ると思ったら、その利益を半分にしても貸し出しの金利を下げるとかコストを上げるとか預金の金利を上げてやるとか、何かそういう指導をして、べらぼうな利益が出ないように心がけるだけの目安を持つことがぼくはこれから必要だと思うのですね。銀行の社会性とか、大臣のお話のように公共的性格が強いのですから、あの独占的、権力的な地位に立つて何百億でももうけさえすればいいんだというような行き方を大蔵省が見ておるということは、私は正義感の上からいつておかしい、やはり自安を持つべきだと思うのですが、その点の結論だけ聞きたい。

○愛知国務大臣 こもつともだと思ひます。從来からも十分分配慮しておるつもりであります。御指摘のように最近のような状況であれば、なお一そろ厳肅に扱うべきものである。こういう御趣旨

については拳銃服膺してまいります。

○竹本委員 次に参りますが、もう一つは、ここで日本銀行法の改正の問題が出たこともあります。そして政府がやらなければひとつ議員立法であります。ただ収益の大ささが幾らであるべきが正しいかと、そういうことをもとにしておるけれども、それほど別な見解を持っておるけれども、それこそやるかというような議論も出ました。私はちょっとと別な見解を持っておるけれども、それこそやるかというような議論も出ました。私は

二の問題点ですけれども、日銀法についても、それから相互銀行法についても、やはり法律のあり方といふものは現実の情勢にマッチしていないけれども、日銀法は日銀法で今日の事態に即応すべきかぬ。昭和十何年の日銀法がいまごろ君臨しておるものおかしい。これは時間がありませんから、問題があるという程度だけで申し上げませんけれども、日銀法は日銀法で今日の事態に即応しないといふ相互銀行法についても第一条、第二条、第三条に法律そのものを変えるべきだ、指導理念も変えなければならないが、法律も変えるべきだ。

同様に相互銀行法についても第一条、第二条、第三条に法律そのものは全体の一割とかそこらといふことになつてある。それがしかも主たる業務を受け入れといふようなことが中心に書いてある。ところがいろいろ実態を見れば、掛け金の受け入れ業務といふようなものは全体の一割とかそこらといふことになつてある。それがしかも主たる業務の第一号に書いてあるといふこと自体がおかしい。そういう意味で、相互銀行法といふものについて非常におかしい点が二つある。

〔委員長退席、木村(武千代)委員長代理着席〕

○竹本委員 これは検討していただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

〔委員長退席、木村(武千代)委員長代理着席〕

○竹本委員 これは検討していただきたいこと

に申上げたことがござりますが、昭和二十六年と記憶いたしますが、これは金融制度としてはめずらしいことございますが、議員立法でできた

しまして、日本古来からの伝統といいますか、特

色のある制度を近代化して、そして庶民大衆の要望にこたえたいというのが当時の大蔵委員会のコソセンサスであつたように記憶いたしております。したがって、その立法の沿革や趣旨は今日と

いえども十分尊重していくべきものであろう、こう考えております。

それから、掛け金業務は地方的に、それから規模の比較的小さい相互銀行におきましては、相当高い比率で、たとえば給付金の比率でいうと一二〇%あるいは一二二%をこえてる銀行もある。それから掛け金の率でいえば八・一%といふようなものもあるといふような状況でございまして、だいぶ相互銀行相互間にときましてその比率は違いますが、いま一がいに掛け金を否定するといふのじゃなく、こないところに相互銀行としても十分配慮をして運営されることが望ましい、こういうふうに考えておりますが、相互銀行法を現状に即するように改正してはどうかという御意見につきましては、金融制度全般にかかる問題でござります。いま直ちに政府の提案として相互銀行法を改正するという必要は認めておらない、これが現状でござります。

○愛知国務大臣 大勢としてはそりうることでありますけれども、同時に一般の国民生活の内容や要請が複雑化し多様化しておりますから、たとえば十年前には相互銀行に期待された地域社会の要請といふものに応じ切れないとふり過ぎてゐるという御批評と思ひますけれども、受け入れといふようなことが中心に書いてある。ところがいろいろ実態を見れば、掛け金の受け入れ業務といふようなものは全体の一割とかそこらといふことになつてある。それがしかも主たる業務の第一号に書いてあるといふこと自体がおかしい。そういう意味で、相互銀行法といふものについて非常におかしい点が二つある。

○竹本委員 これは検討していただきたいこと

に申上げたことがござりますが、昭和二十六年と記憶いたしますが、これは金融制度としてはめずらしいことございますが、議員立法でできた

銀行のあり方にそりうることを必要じやないかと思うのですね。それが上に伸びていくと

いうことだけを見ていく。從来いつたGNP中心のようないふうな考え方沿つたよな法改正であつて、この改正で相互銀行が地域に密着し、社会の福祉にこりうる独自な役割を果たさせようとしておるのですけれども、いかがですか。

○愛知国務大臣 大勢としてはそりうることでありますけれども、同時に一般の国民生活の内容や要請が複雑化し多様化しておりますから、たとえば十年前には相互銀行に期待された地域社会の要請といふものに応じ切れないとふり過ぎてゐるという御批評と思ひますけれども、受け入れといふようなことが中心に書いてある。ところがいろいろ実態を見れば、掛け金の受け入れ業務といふようなものは全体の一割とかそこらといふことになつてある。それがしかも主たる業務の第一号に書いてあるといふこと自体がおかしい。そういう意味で、相互銀行法といふものについて非常におかしい点が二つある。

○竹本委員 これは検討していただきたいこと

に申上げたことがござりますが、昭和二十六年と記憶いたしますが、これは金融制度としてはめずらしいことございますが、議員立法でできた

三

四

の金融機關が迷惑をするとか、あるいは長期の資金を扱うたとえば信託その他にも異論があるとかということもまた事実でござりますので、そういう方面と十分相談をしながら、政府としての考え方、資金の吸収の一つの積極手段である、これに全金融界が協力をして快くその目的が達成できるようにと考えまして、多少時間はかかりますけれども、慎重に根回しを現にやつておるような状況でございます。それから同時に、そうして吸収する資金につきましては、有用なところにだけその資金を回すようにしたい。できるだけこれを、ブロックするというところが悪いかもしませんが、そういう点と結びつけてこれが実現できれば一石二鳥の目的を達し得るし、また一部大都市銀行を偏重するというそりも免れる、ぜひそういうふうな方向でこの問題に結論を出したいと、いま鋭意根回しや研究をいたしておりますところでござります。

ですね。そこへ銀行が出ていて、中央突破をやつたような形で、自分が買った土地だ、おれの支店をつくるのだというふうな形でかつてに大きな支店をつくるられるということのために、せっかく商店街なりの皆さん方が苦労してまとめた案の構想といふものが、たちまち中央突破されてめちゃめちゃになる。その場合にも銀行のほうは、いや、おれのほうで買ったのだというふうな形だけで出ていくようなやり方は、これまた先ほどの銀行の公益性、公的な性格からいつてます。やはり銀行は一つ支店をつくるについても、地域社会において歓迎される姿において出るべきであるし、お互いの利害をよく調節しながら出ていくべきであつて、中央突破するようなやり方は間違いだと思いますが、その二つの点についてお伺いいたしたい。

嚴重に注意していかなければならぬところでござります。そして預金者の便宜がはかれるよう、あるいは借り入れ希望者の便宜がより多くはかれるようになりますけれども、今回は少し長期的に見て、そして支店等の配置などがより合理的にいくよう、今年となりました措置でございます。

○竹本委員 時間がありませんので次へ参りますが、信用金庫にも大きいのも小さいのもあります。が、外為業務をこれにやらせるということについては、どういうお考えでござりますか。

○愛知國務大臣 信用金庫側から陳情が出ておりますが、現に都會地にある信用金庫などでは、たとえば外国為替業務に習熟しておるような大銀行との間に特別の契約を結んだりその他で、そういう面の要望は現在は充足されているように聞いていますので、いま直ちにこの陳情、請願にこなさるつもりはございません。

○竹本委員 もう一つ、今度は信用協同組合の場合でございますが、その員外預金の問題ですけれども、これは今度の法律改正で二〇%までといふことになつておりますが、實際はそれよりも少しつと多いと思うのです。あまり深刻にこれを論議する意思もありませんけれども、二〇%にするということになれば、それから以上のものは法律に違反したことになると、それから以上のは法律に違反したことになりますが、実際はそれよりも少しつと多いと思うのです。あまり深刻にこれを論議するとか、取り組んでいかれるおつもりであるか。

二〇%の問題を中心としたいろいろな問題がいろいろ出でてこようとしていると思うのですけれども、大蔵省の大体のお考えを承つておきたいと申します。

○愛知國務大臣 協同組合は、御案内のように、都道府県知事の監督下にござりますので、率直に申しまして、大蔵省としては、必ずしも全國にわたる数多くの組合について正確に実態を把握できているとは申し上げかねるわけでございます。それから二〇%に引き上げていただいて、ま

た、あとにおきましてはやはりその法律が守られずけれども、もしかりにそれをこえるようなものの場合には、これはやはり組合に入つてもらうといふ方向で指導していかなければならぬのじやないか、こんなふうに考えております。

こまかい点は局長から御答弁いたします。

○吉田(太)政府委員 確かに、先生の御指摘のような事実なしとは考えておりません。ただ、できるだけそれが急激な変化のないよう、たとえば預金量のふえに応じてこれが吸収されていくようという形で、経過期間を設けて指導していくといふことも一案だと考えております。その辺のところは、できるだけ法律違反の実態が起こらないように、また、実質預金者のほうにも非常に急激な迷惑のかからないようとにかく形で経過的に措置していきたい、かように考えております。

○竹本委員 最後に、直接これに関連の問題でないのですけれども、せっかく大臣おいでになつてるので、希望を交えて御質問をしておきたいと思うのですが、それは国鉄等の仲裁裁定の問題です。

新聞で見ると、政府はこれを、いま大臣もいろいろ御苦労いただいておるようですが、公労法の第十六条第二項によつて国会に付議するという問題です。これは政治論になりますけれども、今回のいきさつから見ても、当然裁定はそのまま完全に尊重し実施しなければならぬという立場に政府は置かれていると思うのですね。そういう点から考えてみて、法の解釈にも、従来の先例にも、いろいろあるようですし、一がいに断定もできないような立場でござりますから、ひとつこれは積極的に、そういう付議をするといふようなことではなくて、まあ簡単にいえば、あつさり出してもららうといふことのほうがベターではないかと思うのです。特にわれわれの関係の組合のほうなんかでは、ストライキはやらぬということを基本的な立てまえにしておるわけですね。そういう組合の立場からいふと、ストライキはやるべきではないし

やらない、事実今までやつていない、というような立場で、はじめてやつてきている。しかしそれの代償として、仲裁裁定は尊重するという形になつておるのだから、それで政治的バランスがとれておるのだから、ストライキはやるな、やつてはならぬ、やりません、一生懸命やりましよう」と、こうやつているのに、こちらのほうは、いや国会に付議してみてあらためて考え方直すのだ、こういう形をとられると、バランスが破れるわけですね。そういうことはむしろいたずらに、はじめにやつている方を刺激するし、政治的に見るとまづいことのほうが多い、という意味で、こういうものはそれこそ大臣の政治判断で取り組まれるべき問題ではないかといふのですけれども、国会付議の問題については現段階でどういうお考えでありますか、それを伺つて終わりにします。

○鴨田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 これより討論に入ります。
○増本一彦君 討論の通告がありますので、これを許します。
第一の理由は、政府の説明による中小企業の資本規模の拡大という点に全く妥当性がなく、相互銀行、信用金庫の融資対象ワクを拡大する必要はないからであります。すなわち、大蔵省統計によつても、昭和四十五年から四十七年まで、資本金一億円未満の法人數は全法人數の九九%を占めており、資本金一億円から十億円の間の法人數は〇・七%、資本金十億円以上は〇・一ないし〇・三%と、その割合は三年間全く変化をしていないことであります。また、法人の増加数では、資本金一億円未満のものが最も多いのであります。このような現状からして、相互銀行等の融資対象限度を拡大する必要はないと考えざるを得ません。そればかりか、この改正によつて、相互銀行等がより多い利潤追求のため融資対象を上位にシフトするおそれがきわめて強いことであります。
第二の理由は、現在でも冷遇されている小規模零細業者に対する小口金融がますます冷遇される道を開くものであると同時に、規模が小さいがゆえに、今回の改正によつても融資ワク拡大の恩典に浴さない低位金融機関と融資ワクを拡大できる上位金融機関の格差の拡大にも拍車をかけることになるからであります。
中小企業金融公庫の調査によりますと、相互銀行では、一件五百万円以下の融資件数が全体の八七%に対し、融資金額は全体の一五%にしかならず、信用金庫でも、一件五百万円以下の融資件数が全体の八九%に対し、融資金額は全体の二六%

にしかなっていません。いま緊急に必要なことは、このような現状をすみやかに是正することです。

○鶴田委員長 次に、内閣提出、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び広瀬秀吉君外五名提出の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案

○鶴田委員長　これより、各案について順次提案
理由の説明を進めます。

理由の説明を求める。まづ、愛知大蔵大臣。

○愛知國務大臣　ただいま議題となりました昭和

四十二年度以後における田舎公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正

する法律案につきまして、提案の理由及びその概要、御説明申し上げます。

要を御説明申上
この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定

により支給されている退職年金等につれまして、

このたび別途本國会に提出されております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定

措置にならって年金額を引き上げる、いわゆる逆

か、退職年金等の最低保障額の引き上げ、遺族年金の受給資格要件の緩和等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく年金並びに現行の国家公務員共済組合法に基づく退職年金等のうち昭和四十七年三月三十日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給における措置にならない、年金額の算定の基礎となっている俸給を、昭和四十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等にあっては二三・四%、同年四月一日以後に給付事由が生じた退職年金等にあっては一〇・五%増額すること等により、昭和四十八年十月分以後、年金額を引き上げることといたしております。

第二に、長期勤続した七十歳以上の者が受けける退職年金等または長期勤続した者にかかる遺族年金のうち、七十歳以上の者及び妻子等が受けれるものにつきまして、恩給における措置にならない、年金額の算定の基礎となっている俸給を、さきに申しつけたところにより増額することとともに、さらに四号俸を限度として増額することにより、昭和四十八年十月分以後、年金額を引き上げることといつたしてあります。

第三に、退職年金、廃疾年金及び遺族年金につきまして、厚生年金保険の改正にならない、昭和四十八年十一月以後、これらの年金の最低保障額を引き上げるとともに、通算退職年金の額につきましても所要の引上げを行なうことといたしております。

第四に、公務傷病によらないで死亡した場合の遺族年金の受給資格要件につきましては、組合員期間十年以上とされておりますものを一年以上保険における遺族年金の受給資格要件との均衡等を考慮いたしまして、組合員期間一年以上に短縮することといたしております。

第五に、掛け金及び給付の算定の基礎となつて

いる俸給の最高限度額につきまして、現行の十八万五千円を、公務員給与の改定等般の事情を勘案し、二十二万円に引き上げることといたしておられます。

第六に、組合員が国の要請により引き続き公庫等職員となつた場合の組合員期間への通算条件につきまして、組合員が公庫等職員となり、さらに他の公庫等職員となつた後再び組合員となつた場合にも、その公庫等職員の在職期間を組合員期間に通算する等の措置を講ずることといたしております。

このほか、恩給における措置にならない、公務員としての前歴を有しない元外国特殊機関職員の在職期間を年金の受給資格期間に通算することとし、また、公務による廃疾年金及び公務傷病にかかる死亡者の遺族年金につきまして、これらの年金の最低保障額を引き上げることとする等所要の措置を講ずることといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○鶴田委員長 次に、佐藤運輸政務次官。

○佐藤(文)政府委員 ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

この法律案は、旧国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法に基づき公企業体の共済組合が支給しております退職年金等につきまして、このたび別途本国会に提案されております。この改定措置に準じた改定を行なうとともに、遺族年金の受給資格要件を緩和するため、公務傷病等の措置を講ずるたまに、公務員の改定措置に準じた改定を行なうとともに、遺族年金の受給資格要件を緩和する等所要の改定を行なうが、遺族年金の受給資格要件を従来組合員期間十年以上とされておりますものを一年以上に短縮すること及び厚生年金保険法の改正に伴い通算退職年金の定額部分四百六十円を九百二十円に引き上げること等の改定を行なうことといたしております。

また、公共企業体の要請に応じて公團へ転出した職員のその公團における在職期間の組合員期間への通算については、従来は、日本鉄道建設公団

日本電信電話公社法につき所要の改正を行なおうとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申します。

第一点は、年金額の改定内容であります。公企業体の共済組合が支給しております退職年金

が生じた退職年金等にあっては二三・四%、同年四月一日以後に給付事由が生じた退職年金等にあっては一〇・五%増額することにより、昭和四十八年十月分以後、年金額を引き上げることといたしてあります。

また、老齢者及び妻子等を優遇するため、長期勤続をした七十歳以上の者が受けける退職年金等または長期勤続した者にかかる遺族年金のうち七十歳以上の者及び妻、子または孫が受けれるものにつきまして、恩給における措置に準じて、年金額の算定の基礎となつている俸給を、さきに申しつけたところにより増額することとともに、さらに四号俸を限度として増額することにより、昭和四十八年十月分以後、年金額を引き上げることといたしてあります。

また、老齢者及び妻子等を優遇するため、長期勤続をした七十歳以上の者が受けける退職年金等または長期勤続した者にかかる遺族年金のうち七十歳以上の者及び妻、子または孫が受けれるものにつきまして、恩給における措置に準じて、年金額の算定の基礎となつている俸給を、さきに申しつけたところにより増額することとともに、さらに四号俸を限度として増額することにより、昭和四十八年十月分以後、年金額を引き上げることといたしてあります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成い

ただきますようお願い申し上げます。

○鶴田委員長 次に、広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)議員 ただいま議題となりました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案及び公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を一括して御説明申し上げます。

最近の急速な経済成長の蔭で、わが国の社会保障の水準は、西欧先進諸国に比べ、依然として低水準に置かれております。しかも注目すべきことは、すでに政府の昭和四十七年度經濟白書も指摘しておりますとおり、経済規模の拡大につれて成長と福祉の乖離が次第に顕著となり、とりわけインフレを背景として、高齢者世帯、母子世帯等の所得格差が拡大し、他方における資産の偏在と不平等化の進展と相まって所得と富の格差と不公平等

等の特定の公團にその公團成立の際、日本国有鉄道に在職していた者が転出する場合に限り認められておりましたが、今回、通算の対象となる公團としております。

さらに、今回の国家公務員共済組合制度の改正に準じ、国家公務員に転出した職員が引き続き公庫等に転出しその後六月以内に死亡した場合にその期間を組合員期間に算入することといたしておられます。

さて、公團との人事交流の促進をはかることといたしておられます。

「成長より福祉へ」の転換点に立って、成長の成果を国民生活の充実に振り向けるべき絶好の機会であるといわなければならぬのであります。このような観点から、現在の国家公務員及び公共企業体職員の共済組合の現状を考慮いたしますが、その時代の老人の生活はどうなっているかを見ればわかるといわれております。国家公務員、公共企業体職員及びその遺族が、退職後、今日の生活を保障し得る人間らしい年金を受け、病気になつても経済的不安のないようになります。それだけでなく、最近における医療費の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財源の収支を悪化させ、組合員に過重な負担をしいる掛け金の引き上げを余儀なくし、また一方、長期給付においても、ここ数年来の異常なまでの消費者物価の上昇のもので、年金受給者の生活は極度に逼迫しているのが実情であります。

企業体職員の共済組合制度を充実強化するため、共済組合による給付の内容を大幅に改善し、年金額を平均給与額の変動に応じて自動的に改定するとともに、その財政については賦課方式を採用し、かつ、国の負担金割合を引き上げ、あわせて国家公務員及び公共企業体職員の共済組合の制度が組合員の福祉の増進のために運用されるよう規定を整備するほか、退職者についての短期給付の特例等の措置を講ずることは、緊急かつ重要な課題となつてゐるのであります。

以上の立場から、共済組合の短期給付及び長期給付の改善充実等をはかるため、両法案を提出いたしました次第であります。

次に、法案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一は、共済組合の給付に要する費用について、国と負担割合を引き上げ、組合員の負担の軽

減をはかったことであります。すなわち、短期給付に要する費用につきましては、現在、国と組合員の負担が百分の五十ずつとなつておりますのを三十三とし、長期給付に要する費用につきましては、現在國の負担割合百分の五十七・五、組合員の負担割合百分の四十二・五となつておりますのを三十とし、組合員の負担割合百分の八十五、組合員の負担割合百分の二十といいたしたのであります。

第二に、従来の積み立て方式による長期給付の財政方式を改め、これを賦課方式に切りかえたことがあります。後に申しますように、本法案は長期給付の給付内容を大幅に充実させ、また年金のスライド制を実施することといたしておりますが、このような給付内容の充実のためには、従来からの積み立て方式では限界があるため、新たに賦課方式を採用したものであります。三年を一期とする期間を単位としまして、掛け金、國の負担金は、その期間内における給付に要する費用と均衡を保つよう定めることといたしました。

第三に、共済給付の内容を大幅に改善することいたしました。

まず、短期給付におきましては、家族療養費の給付率を現行百分の五十を百分の八十といたしました。次に長期給付におきましては、退職年金は、現在その支給率が組合員期間二十年の場合、俸給年額の百分の四十となつておりますのを百分の六十に引き上げ、最高支給率も百分の七十を百分の八十一とし、さらに最低保障額十五万円を四十八万円に引上げることといたしました。これに準じまして、退職一時金の額の引き上げ、廢疾年金の支給率及び最低保障額の引き上げをいたしました。

次に、退職年金の受給要件につきましては、現在、組合員期間が十年以上二十年未満である者に支給される退職年金は、六ヶ月以上の組合員期間がついて支給されることがとし、これに伴いまして、従来の退職一時金は廃止することといたしました。

第六は、退職者についての短期給付の特例の新設についてであります。現行法では、退職の際に支給される退職年金は、六ヶ月以上の組合員期間がついて支給されることとし、これに伴いまして、従来の退職一時金は廃止することといたしました。

第七は、國家公務員共済組合審議会委員と国家公務員共済組合の運営審議会委員についてであります。公務員共済組合の運営審議会委員については、組合員として専従業務に携わっている者等、から、現在は非組合員であつても、たとえば労働組合の役員として専従業務に携わっている者等、から、現在は非組合員であつたものについては、労働組合の推薦により、委員に任命できるようにしたのであります。

第八は、長期給付の支給のための積立金の運用についても組合員の意思を反映させるようにはかつたこととあります。すなわち、現在この積立金は法律上の一定の制約のもとに組合員の意思が直接には反映しない形で組合または連合会が運用いたしておりますが、これがなるべく組合員の福祉のために活用されるよう、その管理、運用については、組合の運営審議会または連合会の評議員会の議決事項としたのであります。

第九は、年金受給者の福祉増進のため、共済組合は、福祉事業として新たに老人福祉施設その他必要な施設の設置、運営の事業を行なうことができることといたしました。これは、現在の共済組合の福祉事業が組合員の福祉増進のためのものに限られておりましたので、かつて組合員であった者で現在は年金を受けておりますものための必要な福祉施設の設置、運営の事業を行なうことができるようになつたものであります。

第十は、労働組合専従者の共済組合員としての支給開始後五年間は継続して療養の給付等を受けることができるようになりましたが、退職後のことなつておりましたが、消費者物価の上昇の中で年々ベースアップが行なわれておらず、長期給付の算定の基礎は、従来退職前二年

いる現状等を考慮して、これを退職時の俸給とい

たしたのであります。

第四は、年金額の自動スライド制を採用したこととあります。右に述べましたように長期給付の額を大幅に改善いたしましたが、年々の消費者物価の上昇の中ではその価値は常に低下するのであります。これを是正して、年金受給者に一定の生活水準を確保するため、公務員の平均給与額が五%以上上昇しました場合には、政令によって、当然にそれに見合った年金額を引き上げる措置をとることといたしたのであります。

第五は、遺族に対する給付を受けるための要件とあります。後に申しますように、本法案は長

期給付の給付内容を大幅に充実させ、また年金のスライド制を実施することといたしておりますが、このような給付内容の充実のためには、従来

から、この緩和と年金者遺族一時金の創設であります。ま

ず遺族に対する給付を受けるべき遺族の範囲であ

りますが、年金を受ける遺族は、現在組合員の子、父母、孫、祖父母は、組合員死亡の当時組合員の収入によって主として生計を維持していた者に限られていますが、年金を受ける遺族は、現在組合員の収入によって主として生計を維持していた者に限られていますが、年金を受ける遺族は、現在組合員によって生計を維持しておればよいこととし、

年金以外の給付を受ける遺族の範囲はこれを一そ

う拡大しまして、組合員によつて生計を維持してい

ない者等を含めることといたしました。そして、遺族年金の支給要件を満たしていくとそれを受けるべき遺族がないときには、組合員の収入によつて生計を維持していないなかつた者に対する遺族年金の七・五年分の年金者遺族一時金を支給することといたしました。

次に、遺族年金の受給要件につきましては、現在、組合員期間が十年以上二十年未満である者に支給される退職年金は、六ヶ月以上の組合員期間がついて支給されることがとし、これに伴いまして、従来の退職一時金は廃止することといたしました。

第六は、退職者についての短期給付の特例の新設についてであります。現行法では、退職の際に支給される退職年金は、六ヶ月以上の組合員期間がついて支給されることがとし、これに伴いまして、従来の退職一時金は廃止することといたしました。

第七は、労働組合専従者の共済組合員としての支給開始後五年間は継続して療養の給付等を受けることができるようになりましたが、退職後のことなつておりましたが、消費者物価の上昇の中で年々ベースアップが行なわれておらず、長期給付の算定の基礎は、従来退職前二年

の間に疾病する場合が多いという事情等を考慮いたしましたと、退職後も一定期間は医療給付等が行なえます。右に述べましたように長期給付の額を大幅に改善いたしましたが、年々の消費者物価の上昇の中ではその価値は常に低下するのであります。これを是正して、年金受給者に一定の生活水準を確保するため、公務員の平均給与額が五%以上上昇しました場合には、政令によって、当然にそれに見合った年金額を引き上げる措置をとることといたしたのであります。

第八は、長期給付の支給のための積立金の運用についても組合員の意思を反映させるようにはかつたこととあります。すなわち、現在この積立金は法律上の一定の制約のもとに組合員の意思が直接には反映しない形で組合または連合会が運用いたしておりますが、これがなるべく組合員の福祉のために活用されるよう、その管理、運用については、組合の運営審議会または連合会の評議員会の議決事項としたのであります。

第九は、年金受給者の福祉増進のため、共済組合は、福祉事業として新たに老人福祉施設その他必要な施設の設置、運営の事業を行なうことができるといたしました。これは、現在の共済組合の福祉事業が組合員の福祉増進のためのものに限られておりましたので、かつて組合員であった者で現在は年金を受けておりますものための必要な福祉施設の設置、運営の事業を行なうことができるようになつたものであります。

第十は、労働組合専従者の共済組合員としての支給開始後五年間は継続して療養の給付等を受けることができるようになりましたが、退職後のことなつておりましたが、消費者物価の上昇の中で年々ベースアップが行なわれておらず、長期給付の算定の基礎は、従来退職前二年

三日において、国家公務員共済組合法に規定する職員であつた者で、在職中に国家公務員法の規定により職員団体または労働組合の役員としてその業務にもつぱら従事した者がその後職員を退職した場合において、その退職の日の翌日において、職員団体または労働組合の役員であるときは、その者は、その後における職員団体または労働組合の役員である間、職員である組合員と同様に取り扱うものといたしております。

第十一は、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することができる期限の延長についてであります。すなわち、この選択期限は、男子については昭和四十四年十月三十一日に満了しておりますが、その期限を、とりあえず、昭和五十一年五月三十一日まで延長することとしたのであります。

以上は、国家公務員共済組合法について御説明申し上げましたが、公共企業体職員等共済組合法についてもほぼ同様の改正をいたすことといたしております。

以上、この法律案の提案の理由及び内容の概略を申し述べました。

○鷗田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

午後 時再開することにして、この際、暫時休憩いたしました。

午前十一時四十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

法律の一部を改正する法律

(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第百四号)の一部を次のよう改定する。

第一条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける

年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれ同条第二項又は第三項各号又は第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第五項において準用する第一条第六項の規定により從前

二項各号又は第三項各号に掲げる金額を改定したものとした場合において、その改定年金額をもつて改定年金額とした年金について

第一の七の仮定俸給(同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれ同条第二項又は第三項各号又は第三項各号に掲げる金額を改定したものとした場合において、その改定年金額をもつて改定年金額とした年金について

給の額(以下この項において「基準俸給額」という。)が十九万二千八百八十円未満で同表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給の額のうち、基準俸給額の直近下位の額の四段階上位の額をこえ、基準俸給額の直近上位の額の四段階上位の額をこえない範囲内において大蔵省令で定める額とし、基準俸給額が十九万二千八百八十円をこえるものにあつては基準俸給額に二十一万四千二百五十円を十九万二千八百八十円で除して得た割合を乗じて得た額とする。)とすると、この場合においては、第一条第四項後段の規定を適用する。

第六項において同じ。)で、七十歳以上の者は、別表第三の八と読み替えるものとする。

二 第一条の六第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

三 第一項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

四 第一条第五項中「及び次条第四項」を「次条第四項及び第二条の六第五項」に改める。

五 第二条の二第三項中「以下この項」の下に「及び第二条の六第四項」を加える。

第二条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

二 障害年金 別表第四の八に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千円をえた額)

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する額

四 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に

扶養親族に該当するものにあつては、二万八千八百円、扶養親族以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

五 殖業年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額

に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 九千六百円

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万四千四百円

6 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第一条の大第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者が七十歳に達した場合（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。）について、それぞれ準用する。

（昭和四十八年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の六 第一条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の改定について、第二条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、「及び第五条の五」と、第五条第一項中「及び第五条の五」を、「第五条の五第三項及び第五条の五第三項」を、「第五条の五第三項及び第六条第二項」に改める。

第四条の五の次に次の一条を加える。

（昭和四十八年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定）

第四条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に一・二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合は、二百六十四万円）をそぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額

又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限（組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年）に達している年金に限る。）で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する同項の規定の適用については、同項中「みなされた額」とあるのは「みなされた額に恩給法等の額」とあるのは「みなされた額に加えた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 前二項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項及び第一條の大第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五条の五第一項中「以下この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「遺族年金」の下に「（次条第二項において「昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金」という。）」を加え、同条第六項中「遺族年金」の下に「（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）」を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月三十一日以前の年金等の額の改定）

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条第六項中「遺族年金」の下に「（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）」を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月三十一日以前の年金等の額の改定）

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条第六項中「遺族年金」の下に「（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）」を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月三十一日以前の年金等の額の改定）

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条第六項中「遺族年金」の下に「（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）」を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月三十一日以前の年金等の額の改定）

第六条第一号中「第三条の五」を「第七条」に改め、同条第九条とする。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月三十一日以前の年金等の額の改定）

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条第六項中「遺族年金」の下に「（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）」を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月三十一日以前の年金等の額の改定）

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条第六項中「遺族年金」の下に「（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）」を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月三十一日以前の年金等の額の改定）

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条第六項中「遺族年金」の下に「（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）」を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月三十一日以前の年金等の額の改定）

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条第六項中「遺族年金」の下に「（以下「復帰前の沖縄の年金」という。）」を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月三十一日以前の年金等の額の改定）

支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額

とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百六十四万円をこえる場合には、当該俸給年額については、三百六十四万円）をそれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額とみなされた額に加えて、同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額とみなされた額（その額が三百六十四万円をこえる場合には、三百六十四万円）を

1 仮定新法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額（その額が三百六十四万円をこえる場合には、三百六十四万円）をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者 その者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・二三四を乗じて得た額

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者 その者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・二三四を乗じて得た額

した者、その者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・一〇五を乗じて得

前項の規定は、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金・減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

月三十一日までの間に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

の改定)
第七条 昭和四十七年三月三十一日以前に新法

の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の俸給に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法律及び昭和四十年法律第一百一号の規定によりその年金額を改定するものとした場合に

その改定年金額の算定の基礎となるべき新法の俸給年額を求め、その俸給年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額(二百四十を乗じて得た額

前項の場合において、その者に係る第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第二の二に定める率を乗じて得た額

施行法第五十一条の五第二項の規定により
支給される通算退職年金のうち昭和四十七年

別表第一の八
別表第一の七の
三月三十一日以前に給付事由が生じた年金
で、昭和四十八年十月三十一日において現に
支給されているものについては、同年十一月
分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、
政令で定めるところにより改定する。
別表第一の七の次に次の一表を加える。

一	六	四	九
一	七	五	八
一	八	六	七
八	九	三	四
七	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
二	三	二	一
四	五	〇	〇
九	六	四	九
〇	〇	〇	〇
三	二	一	〇
一	三	二	三
二	一	一	二
九	八	七	六
〇	〇	〇	〇

一九、八〇〇
二〇、七五〇
二一、六九〇
二二、六六〇
二三、六一〇
二四、五九〇
二五、一九〇
二六、五〇〇
二七、五七〇
二八、一八〇
二九、二〇〇
三〇、一四五
三一、一一〇
三二、二九〇
三三、六六〇
三四、五六〇
三五、五〇〇
三六、六一〇
三七、六八〇
三九、八三〇
四〇、三八〇
四一、〇西〇
四二、二三〇
四三、六四〇
四四、六四〇
四五、七一〇
四六、七〇〇
四七、八〇〇
四九、〇三〇
五一、七〇〇
五四、五八〇
五六、〇〇〇
五七、四七〇
五六、七〇〇
六〇、三五〇
六三、二三〇
六六、九九〇
七三、七六〇
七五、一三〇
一九、一九〇

について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。が当該年金に関し次に掲げる期間に達する者に係る年金で、七十歳以上の者は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前二項において法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなされる額に、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第一号)附則第三条第一項の規定を参考して政令で定める額を加えた額を前二項において法第七十七条第一項に規定する俸給年額とみなすものとする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 退職年金又は減額退職年金 その者が退職時の条件により退職年金を受けるため必要とされる最短年金年限

二 麻疾年金 その者が当該麻疾年金を受けなかつたならば受けることができた退職年金に係る前号に掲げる期間

三 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者の死亡を給付事由とする遺族年金その死亡した者が受けける権利を有していた麻疾年金に係る第二号に掲げる期間

四 麻疾年金を受ける権利を有する者の死亡を給付事由とする遺族年金 その死亡した者が受けける権利を有していた麻疾年金に係る第二号に掲げる期間

五 組合員の死亡を給付事由とする遺族年金 十年

4 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 第一条、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)は、

その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定の適用がある第一項又は第二項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第五条第一項中「第二条の五」を「第二条の六」に、「第四条」を「第五条」に改め、同条第二項中「第三条の五」を「第四条」に改め、同条を第七条とし、第四条の二を第六条とし、第四条の見出しを「沖縄の共済法による長期給付の額の改定」に改め、同条中「規定により」を「規定又は法附則第二十六条の九の政令の規定により」に改め、「昭和四十七年十月分以後及び「第五条の五第一項から第五項まで」を削り、同条を第五条とし、第三条の六の次に次の一項を加える。

(昭和四十八年度における法による通算退職年金の額の改定)

第四条 昭和四十七年三月三十一日以前に法の退職した組合員に係る法の規定による通算退職年金(法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けたものを除く。)については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額を改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、当該通算退職年金を法の規定による退職年金とみなし、かつ、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた俸給に十二を乗じて得た額をそのみなされた退職年金の算定の基礎となるべき俸給年額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)とする。

5

法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

別表第一の八

別表第一の七の次に次の一表を加える。

別表第一の七の 仮定俸給	仮定俸給
一六、四九〇	二〇、三四〇
一七、三四〇	二一、四〇〇
一七、九〇〇	二二、〇九〇
一八、二四〇	二三、〇九〇
一八、五〇〇	二四、七〇〇
一九、二四〇	二五、五〇〇
一九、八〇〇	二六、三〇〇
二〇、五〇〇	二七、一〇〇
二一、二〇〇	二八、九〇〇
二二、一〇〇	二九、七〇〇
二三、一〇〇	三〇、五〇〇
二四、一〇〇	三一、三〇〇
二五、一〇〇	三二、一〇〇
二六、一〇〇	三三、九〇〇
二七、一〇〇	三四、七〇〇
二八、一〇〇	三五、五〇〇
二九、一〇〇	三六、三〇〇
三〇、一〇〇	三七、一〇〇
三一、一〇〇	三八、九〇〇
三二、一〇〇	三九、七〇〇
三三、一〇〇	四〇、五〇〇
三四、一〇〇	四一、三〇〇
三四、二九〇	四二、一〇〇
三四、二九〇	四三、九〇〇
三四、二九〇	四四、七〇〇
三四、二九〇	四五、五〇〇
三四、二九〇	四五、三〇〇
三四、二九〇	四五、一〇〇
三四、二九〇	四六、九〇〇
三四、二九〇	四七、七〇〇
三四、二九〇	四八、五〇〇
三四、二九〇	四九、三〇〇
三四、二九〇	五〇、一〇〇
三四、二九〇	五一、九〇〇
三四、二九〇	五二、七〇〇
三四、二九〇	五三、五〇〇
三四、二九〇	五四、三〇〇
三四、二九〇	五五、一〇〇
三四、二九〇	五六、九〇〇
三四、二九〇	五七、七〇〇
三四、二九〇	五八、五〇〇
三四、二九〇	五九、三〇〇
三四、二九〇	六〇、一〇〇
三四、二九〇	六一、九〇〇
三四、二九〇	六二、七〇〇
三四、二九〇	六三、五〇〇
三四、二九〇	六四、三〇〇
三四、二九〇	六五、一〇〇
三四、二九〇	六六、九〇〇
三四、二九〇	六七、七〇〇
三四、二九〇	六八、五〇〇
三四、二九〇	六九、三〇〇
三四、二九〇	七〇、一〇〇
三四、二九〇	七一、九〇〇
三四、二九〇	七二、七〇〇
三四、二九〇	七三、五〇〇
三四、二九〇	七四、三〇〇
三四、二九〇	七五、一〇〇
三四、二九〇	七六、九〇〇
三四、二九〇	七七、七〇〇
三四、二九〇	七八、五〇〇
三四、二九〇	七九、三〇〇
三四、二九〇	八〇、一〇〇
三四、二九〇	八一、九〇〇
三四、二九〇	八二、七〇〇
三四、二九〇	八三、五〇〇
三四、二九〇	八四、三〇〇
三四、二九〇	八五、一〇〇
三四、二九〇	八六、九〇〇
三四、二九〇	八七、七〇〇
三四、二九〇	八八、五〇〇
三四、二九〇	八九、三〇〇
三四、二九〇	九〇、一〇〇
三四、二九〇	九一、九〇〇
三四、二九〇	九二、七〇〇
三四、二九〇	九三、五〇〇
三四、二九〇	九四、三〇〇
三四、二九〇	九五、一〇〇
三四、二九〇	九六、九〇〇
三四、二九〇	九七、七〇〇
三四、二九〇	九八、五〇〇
三四、二九〇	九九、三〇〇
三四、二九〇	一〇〇、一〇〇

に相当する額

一八、八七〇	二四、四三〇
一九、八〇〇	二五、六一〇
二〇、七五〇	二六、七七〇
二一、六九〇	二七、九六〇
二二、六六〇	二九、一三〇
二三、六一〇	三〇、三三〇
二四、五九〇	三一、〇八〇
二五、一九〇	三二、八三〇
二六、五一〇	三三、九四〇
二七、五〇〇	三四、七一〇
二八、三七〇	三五、〇一〇
二九、一八〇	三六、〇〇〇
三〇、一五〇	三七、二一〇
三一、一四〇	三八、四三〇
三二、二二〇	三九、七六〇
三三、二九〇	四一、〇九〇
三四、六六〇	四二、七六〇
三四、六六〇	四三、八一〇
三四、六一〇	四五、一八〇
三四、五六〇	四五、八四〇
三四、五六〇	四六、四九〇
三四、五六〇	四七、七六〇
三四、五六〇	四九、一四〇
三四、五六〇	五〇、一〇〇
三四、五六〇	五一、八七〇
三四、五六〇	五二、五八〇
三四、五六〇	五四、五七〇
三四、五六〇	五五、七二〇
三四、五六〇	五六、六四〇
三四、五六〇	五七、五四〇
三四、五六〇	五八、六〇〇
三四、五六〇	五九、〇六〇
三四、五六〇	六〇、五一〇
三四、五六〇	六一、八六〇
三四、五六〇	六二、五八〇
三四、五六〇	六三、八〇〇
三四、五六〇	六四、三〇〇
三四、五六〇	六五、一〇〇
三四、五六〇	六六、九〇〇
三四、五六〇	六七、七〇〇
三四、五六〇	六八、五〇〇
三四、五六〇	六九、三〇〇
三四、五六〇	七〇、一〇〇
三四、五六〇	七一、九〇〇
三四、五六〇	七二、七〇〇
三四、五六〇	七三、五〇〇
三四、五六〇	七四、三〇〇
三四、五六〇	七五、一〇〇
三四、五六〇	七六、九〇〇
三四、五六〇	七七、七〇〇
三四、五六〇	七八、五〇〇
三四、五六〇	七九、三〇〇
三四、五六〇	八〇、一〇〇
三四、五六〇	八一、九〇〇
三四、五六〇	八二、七〇〇
三四、五六〇	八三、五〇〇
三四、五六〇	八四、三〇〇
三四、五六〇	八五、一〇〇
三四、五六〇	八六、九〇〇
三四、五六〇	八七、七〇〇
三四、五六〇	八八、五〇〇
三四、五六〇	八九、三〇〇
三四、五六〇	九〇、一〇〇
三四、五六〇	九一、九〇〇
三四、五六〇	九二、七〇〇
三四、五六〇	九三、五〇〇
三四、五六〇	九四、三〇〇
三四、五六〇	九五、一〇〇
三四、五六〇	九六、九〇〇
三四、五六〇	九七、七〇〇
三四、五六〇	九八、五〇〇
三四、五六〇	九九、三〇〇
三四、五六〇	一〇〇、一〇〇

別表第三の八

別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給

率

一一五、六三〇円以上のもの
一一五、五三〇円をとえ一二五、六三〇円未満のもの
一一〇、四四〇円をとえ一五一、五三〇円以下のもの
一〇六、四一〇円をとえ一一〇、四四〇円以下のもの
一〇六、四一〇円をとえ一一〇、四四〇円以下のもの
七四、四六〇円をとえ一〇六、四一〇円以下のもの
七〇、九三〇円をとえ七四、四六〇円以下のもの
六三、八〇〇円をとえ七〇、九三〇円以下のもの
五一、八七〇円をとえ六三、八〇〇円以下のもの
四九、八四〇円をとえ五一、八七〇円以下のもの
四六、四九〇円をとえ四九、八四〇円以下のもの
四五、一八〇円をとえ四六、四九〇円以下のもの
四三、八一〇円をとえ四五、一八〇円以下のもの
三八、四三〇円をとえ四三、八一〇円以下のもの
三三、九四〇円をとえ三八、四三〇円以下のもの
三二、七一〇円をとえ三三、九四〇円以下のもの
三一、八三〇円をとえ三一、七一〇円以下のもの
三一、〇八〇円をとえ三一、八三〇円以下のもの
三〇、三三〇円をとえ三一、〇八〇円以下のもの
二九、一三〇円をとえ三〇、三三〇円以下のもの
二七、九六〇円をとえ二九、一三〇円以下のもの
二七、九六〇円以下のもの

別表第四の八

障害の等級

年 金 額

一級	二級	三級	四級	五級	六級
一、二八三、〇〇〇円	一、〇三九、〇〇〇円	八三四、〇〇〇円	六二九、〇〇〇円	四八八、〇〇〇円	三七二、〇〇〇円

備考
表第一の金額の算定の基礎となつてゐる別
別の額に満たないときは、その仮定俸給の額が一六、四別
この表を四捨五入して得た金額俸給とする。
（得た金額）

別表第三の七の次に次の表を加える。

別表第四の七の次に次の表を加える。

〇〇〇円」とあるのは「六一九、〇〇〇円」とあるのは「七三一、五〇〇円」と読み替える
ものとする。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第一条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）の一部を次のように改
正する。

第十五条第二項中「退職一時金又は遺族一時
金」を「又は退職一時金」に改める。

第十六条の次に次の条を加える。

（通勤災害に関する特例）

備考
別表第四の備考の規定は、この表の
適用について準用する。この場合にお
いて、別表第四の備考二中「一九〇、

第十六条の二 第二十二条、第三十九条、第四
五百九十九条を次のように改める。

十四条、第四十六条、第五十五条又は第五十
七条の規定による給付は、その給付事由とな
る事故が国家公務員災害補償法（昭和二十六
年法律第二百九十一号）第一条の二に規定する
通勤によるものであるときは、これを行なわ
ない。

第十八条第二項及び第二十三条规定中「遺族一時
金」を削る。

第二十五条第一項を次のように改める。

第一組合員又は組合員であつた者の配偶者、
子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合
員であつた者の死亡当時主としてその収入
により生計を維持していたもの。ただし、
子及び孫については、十八歳未満でまだ婚
姻（届出をしていないが、事實上婚姻と同
様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を
していない者又は組合員若しくは組合員で
あつた者の死亡当時から引き続き別表第四
に掲げる程度の廢疾の状態にある者に限
る。

二 組合員期間が十年以上である組合員又は
組合員であつた者の配偶者（前号に掲げる
配偶者に該当するものを除く。）

に改める。

第二十五条第二項中「前項」を「前項第一号」
を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改
める。

第四十八条第七号を次のように改める。

第五十四条第二項中「前項第一項に掲げる」

を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改
める。

第五十四条第一項中「四百六十円」を「九百
二十円」に改める。

第五十八条第一項中「十年」を「一年」に改
め、同条第二項第二号中「十年以上二十年」を
「一年以上三十年」に、「十年以上十一年」を「一
年以上十二年」に改める。

第七 削除

第五十四条第四項中「四百六十円」を「九百
二十円」に改める。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

「第六十一条の二第三項中「四百六十円」を「九百一十円」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、通算退職年金の年額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合においてその年額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された年額と同一の額とする。

第七十八条第二項を削る。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(公団等に転出した復帰希望職員についての特例)

第八十二条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特別の法律により設立された法人でその業務が各公共企業体の業務又は事業と密接な関連を有するものうち各公共企業体ごとに政令で定めるもの(日本国有鉄道については、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団及び本州四国連絡橋公団並びに政令で定めるものとする。以下この条において「公団等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「公団等職員」という。)となるため退職した場合において、その者が、その公団等職員となつた日から六十日以内に、運営規則で定めるところにより、その引き続公団等職員である期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復帰したとき」とい。)の第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)

に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公団等職員である間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公団等職員として在職し、引き続き復帰したとき(その後六月以内に退職したときを除く。第四項において同じ。)又は公団等職員である間に死亡したとき(その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く。同項において同じ。)は、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公団等職員であつた間引き続き組合員であったものとみなす。ただし、当該公団等職員であつた間に病気にかかり、又は負傷したことによる廃疾給付については、この限りでない。

3 復帰希望職員及び公団等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのばつて、第六章(第六十六条第一項第一号及び第二号に掲げる金額に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同章の規定中「組合員」とあるのは「復帰希望職員」と、第六十四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公団等は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団等若しくは公共企業体」と読み替えるものとする。

4 復帰希望職員が公団等職員として在職しなくなつたとき(引き続き復帰したとき及び公団等職員である間に死亡したときを除く。)は、組合は、主務省令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公団等に対し、これらのが負担した掛金又は負担金を返還し

なければならない。

5 復帰希望職員がその転出に引き続公団等職員である期間に引き続き当該公共企業体に係る公団等の公団等職員である間は、前各項の規定の適用については、引き続き公団等職員である間に含まれるものとする。

「第十項、第十二項及び第十四項」に改め、同号ロ中「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同項第五号中「第八号並びに」を削り、「その後引き続き」を「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に、「その後後引き続き」を「その帰國後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改め「及び第八号」を削る。

附則第六条第五項中「十年」を「一年」に改め、同条第六項中「六十五歳」を「六十歳」に、「前項又は附則第十四条第四項」を「又は前項」に、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号。以下「昭和四十一年法律第二百二十一号」とい。)附則第六条を「法律第二百五十五号附則第十四条」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(遺族一時金)

第七条の二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二号)の施行の際に組合員の資格を有して

いた組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡したときは、その者の配偶者(当該組合員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者を除く。)に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

3 第十五条第二項、第十八条第二項及び第二十三条の規定は、遺族一時金の支給について準用する。

4 第一項の規定により遺族一時金を支給すべき場合において、第五十八条规定に

より遺族年金の支給を受けるべき者があるときは、当該遺族一時金の支給と当該遺族年金の支給との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第八条第二項中「第五十九条第二項」を「前条第二項」に改める。

附則第十三条第二項を削り、同条第三項中「組合員期間十年未満の更新組合員又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め「及び第五十九条第一項」を削り、「支給し、遺族一時金は支給しない」を「支給する」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十四条第四項を削る。

附則第十四条の二第一項中「六十五歳」を「六十歳」に、「昭和四十一年法律第二百二十一号附則第六条」を「法律第二百五十五号附則第十四条」に改める。

附則第十四条の三中「附則第六条第五項及び附則第十四条第四項」を「及び附則第六条第五項」に改める。

附則第二十四条第一項中「公庫等の職員」を「同法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等の職員」に、「又は公庫等の職員」を「又は公庫等の職員」に改める。

附則第二十五条第一項中「死亡したときは

「死亡し、若しくは国家公務員として在職した後公庫等の職員となり、その職を退くことなくして死亡したとき」(國家公務員共済組合法の規定により同法の組合員であつたものとみなされ

第六条第一項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公團法附則第十四条第一項の規定によりした申出は、新法第八十二条の二第一項の規定によりした申出とみなす。

2 附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公團法附則第八条第二項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公團法附則第六条第二項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公團法附則第十四条第二項の規定により長期給付に關し組合員であつた期間とみなされた日本鐵道建設公團、新東京国際空港公團又は本州四国連絡橋公團の職員であつた期間については、なお從前の例による。

3 附則第三条の規定による改正前の日本鐵道建設公團法附則第八条第三項若しくは第四項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公團法附則第六条第三項若しくは第四項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公團法附則第十四条第三項若しくは第四項の規定による掛金又は負担金の負担又は返還については、なお從前の例による。

理由

恩給法等の改正の内容に準じて、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を改定するとともに、遺族年金の支給要件の緩和、外國特殊機関職員の在職期間を組合員期間へ算入する条件の緩和等の措置を講ずるほか、公共企業体職員の通勤による災害に対し補償することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のよろに改正する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一類第五号 太蔵委員会議録第三十五号 昭和四十八年五月三十日

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を「一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第九条第三項本文中「組合員」の下に「(その組合の組合員であつた者のうちから、國家公務員法第百八条の二の職員団体又は公共企業体等労働關係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)でその組合に係る各省各府の所屬の職員が組織するものが推薦した者を含む。)」を加える。

第十条第一項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、第五号に掲げる事項は、第二十一

条第一項に規定する連合会加入組合以外の組合の場合に限る。

第十一条第一項に次の一号を加える。

五 長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」という。)及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

第十八条を次のように改める。

第十九条 削除

第十九条第二項を次のように改める。

2 組合(第二十一条第一項に規定する連合会

加入組合を除く。)は、責任準備金の額のうち、運営審議会の議を経て定めた額を資金運用部に預託するものとする。

第三十五条第四項中第五号を第六号とし、第五号の次に次の二号を加える。

五 責任準備金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

第三十六条中「読み替えるものとする」を「第十九条第二項中「運営審議会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする」に改める。

第三十八条第三項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第四十二条第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた俸給

の総額を三十六(当該三年間ににおける組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数)で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた俸給」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第四十二条の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は十八歳未満でまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)

第四十二条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

四 前条第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第四十三条第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第四十二条の

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

一時金」に改める。

第五十七条第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第七十二条第二項第九号中「遺族一時金」を「年金者遺族一時金」に改める。

第七十六条第二項中「百分の四十」を「百分の六十」に、「十五万円」を「四十八万円」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に改め、同条第三項第一号中「百分の一・四」を「百分の一・八」に改める。

第七十八条第二項中「百分の七」を「百分の八十一」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「十一万四百円」を「三十九万六千円」に改め、同項第二号中「一千分の十」を「千分の十五」に改める。

第八十二条第二項中「その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額を、二十年をこえる期間については」を削る。

第八十三条第四項第二号中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加える。

第八十六条中「百分の三十」を「百分の二十分」に、「百分の二十」を「百分の三十分」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第八十八条第一項第一号中「百分の四十」を「百分の六十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「十年以上」を「六年以上」に、「百分の十」を「百分の二十四」に、「百分の一」を「百分の二・四」に改め、同項第四号中「十年」を「六年」に、「百分の十」を「百分の二十四」に改め、同項第二号中「十一万五千二百円」を「四十二万

なるものとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して十

年を経過したとき。

二 組合員（他の法律に基づく共済組合で短

期給付に相当する給付を行なうものの組合

員を含む）の資格を取得したとき。

三 健康保険の被保険者又は船員保険の被保

険者（船員保険法第二十条の規定による被

保険者を除く）の資格を取得したとき。

四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払

い込まなかつたとき。

五 任意継続組合員でなくなることを希望す

る旨をその組合に申し出たとき。

6 任意継続組合員は、毎月の末日までに、掛

金を組合に払い込まなければならない。

7 船員組合員に対する前四項の規定の適用につきは、政令で特例を定めることができ

る。

6 前五項に定めるもののはか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百二十五条前段中「前条」を「第百二十四

条の二」に改め、同条後段中「同項第一号、第四

三号及び第四号中「国の負担金」とあるのは

「組合の負担金」と、同項第二号中「国の負担金

百分の五十七・五」とあるのは「国の負担金百

分の十五、組合の負担金百分の四十一・五」

を「同項第一号中「国の負担金百分の七十」と

あるのは「国の一の負担金百分の二十、組合の負担

金百分の五十」と、同項第二号中「国の一の負担金

百分の八十」とあるのは「国の一の負担金百分の三十、組合の負担金百分の五十」と、同項第三号及び第四号中「国の一の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、「とする」を「と、前条第一項後段中「掛金の標準となつた俸給」とあるのは「給」とする」に改める。

第一百二十六条の四第二項中「昭和二十五年法律二百六十一号」を削り、「前項」を「第一

項」に「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第九条第三項本文及び第一百十一条第四項本文の規定の適用については、前項に規定する組合員に係る地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の職員団体とは、第九条第三項本文に規定する職員団体とみなす。

附則第十三条の二第二項中「百分の三十五」を「百分の五十二・五」に改め、「（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の）」とあるのは「（二十年未満である者）とあるのは「二十年未満である者（衛視等であつた期間が十五年以上である者を除く。）」として、同条の規定を適用する。

3 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受け取となる年金者遺族一時金の額より少ないとときは、当該金額とする。

附則第十四条の二の次に次の二条を加える。

（退職した者が職員団体の役員である場合の取り扱い）

第十四条の三 昭和四十三年十二月十三日において職員であつた者のうち専従職員であつた者が退職した場合において、当該退職の日の翌日において職員団体の役員であるときは、

その者は、当該退職の時に退職しなかつたものとみなし、職員団体の役員である間當該退職の際組合員であつた組合を組織する職員であるものとみなしして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の一の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び国の一の負担金」と、同項第一号中「国の一の負担金百分の七十」とあるのは「国の一の負担金百分の三十、職員団体の負担金百分の五十」と、同項第二号中「国の一の負担金百分の八十」とあるのは「国の一の負担金百分の三十、職員団体の負担金百分の五十」と、同項第四号中「国の一の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」とする。

附則第十三条の六第一項中「同条第二項につ

いては、「百分の一・五（二十五年をこえ三十

年に達するまでの期間については、百分の一）

と及び「同条第五項第三号及び第四号につ

いては、「百分の一・五（前後の衛視等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）と

するまでの期間については、百分の一」と削る。

附則第十二条の七の次に次の二条を加える。

（年金者遺族一時金の特例）

第十三条の七の二 衛視等であつた期間が十五

年以上である者に係る年金者遺族一時金につ

いては、第九十三条第一項第二号中「組合員

期間が二十年」とあるのは「衛視等であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（衛視等であつた期間が十五年以上である者を除く。）」として、同条の規定を適用する。

規定期の規定に対するこの法律の規定の適用について必要な事項及びこれらの項の規定の適用に関する必要な経過措置は、政令で定める。

別表第二を次のように改める。

組合員期間	日数
一年以上	二年未満
二年以上	三年未満
三年以上	四年未満
四年以上	五年未満
五年以上	六年未満
六年以上	七年未満
七年以上	八年未満
八年以上	九年未満
九年以上	一〇年未満
一〇年以上	一一年未満
一一年以上	一二年未満
一二年以上	一三年未満
一四年以上	一五年未満
一五年以上	一六年未満
一六年以上	一七年未満
一七年以上	一八年未満
一八年以上	一九年未満
一九年以上	二〇年未満

なして同項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、これらの項に規定する者に対するこの法律の規定の適用に

ついて必要な事項及びこれらの項の規定の適

用に関する必要な経過措置は、政令で定める。

別表第三の中欄①中「○・八」を「一・〇」

に「〇・六」を「〇・九」に、「〇・四」を「〇・

六」に改め、同表の中欄〔中〕「〇・五」を「〇・七五」に、「〇・四」を「〇・六」に、「〇・三」を「〇・四五」に改め、同表の下欄中「一八三、六〇〇円」を「五九七、〇〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「四八九、〇〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「遺族一時金に関する経過措置(第三十四条・第三十五条)」を「年金者遺族一時金に関する経過措置(第三十四条・第三十五条の三)」に、「第四十八条の三」を「第四十八条の五」に改める。

第一条第二項中「ものとし、前項第十九号又は第二十二号に掲げる額を算定する場合には、新法第四十二条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給には、施行日前の期間に係る俸給は、算入せず、また、同項の組合員期間の月数には、施行日前の期間は、算入しない」を「ものとする」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律において「遺族」とは、新法の規定による年金たる給付(この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む)による場合(新法第四十二条の二に規定する者を除く)に係る遺族をいうものとし、新法の規定による年金たる給付(この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む)による場合は、新法第四十二条の三に規定する者を除く)に係る遺族をいうものとする。

第七条第一項各号列記以外の部分中「又は遺族一時金」を削る。

第八条第一項中「第四号」を「第三号」に改める。

第十一条第一項第四号中「百分の二」を「百分の三」に改める。

第十三条第一項中「百分の七十」を「百分の八十一」に改め、同条第二項中「十五万円」を「四十八万円」に改める。

第二十九条各号列記以外の部分中「(新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。)」を削り、「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第十三条第一項中「十年」を「六年」に改め、同条及び第三十二条中「百分の五十」を「百分の八十一」に改める。

第三十二条の三第一項中「十一万五千二百円」を「四十二万三千円」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除
第五章第三節を次のように改める。

第三節 年金者遺族一時金に関する経過措置(公務傷病による死)者に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第三十四条 新法第四章第三節第四款中第九十三条第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間)

第三十五条 新法第九十三条第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く)を受ける権利に係る組合員期間は、施行日の前日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金の額に関する特例)

第三十五条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の七・五年分に相当する金額(同項第一号に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金(第六条第一項ただし書の規定による申出に係る退職年金以外の旧法等の規定による退職年金に相当する年金を含む)、減額退職年金又は旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金の額があるときは、その額を控除した金額)とする。

第三十五条の二 第二項中「百分の五十五」を「百分の八十」に改める。

第四十八条中「及び第三十三条」及び「第三十三条中「第十二条各号」とあるのは「第十二条第一号」と「当該各号」とあるのは「同号」とを削る。

第四十九条中「第十四条第一項中「第三十三条まで」を「第三十四条まで、第三十五条の二、第三十五条の三」に改め、同条第二項中「退職の日まで」の下に「と、第三十五条の三中「旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金」とあるのは「廃疾年金(旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金を含む。)」を加え

る。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第三十五条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、第一号に該当する場合において次条の規定により計算

した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八条から第十条までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八条から第十条までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 第四十五条の三第一項中「百分の七十」を「百分の八十一」に改め、同条第二項中「十五万円」を「四十八万円」に改め、同条第三項中「(その恩給更新組合員が受ける権利を有している。)」を削る。

四 第四十五条の三第一項中「百分の七」を「百分の七」に改め、「(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)」を削る。

第五条第一項第二号中「三百分の七」を「二百分の七」に改め、「(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)」を削る。

六 第四十六条第一項中「とし、公務によらない者遺族一時金の額に関する特例」を削る。

第七条第一項中「とし、公務によらない者遺族一時金の額に関する特例」を削る。

八 第四十七条の二第一項中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

九 第四十八条中「及び第三十三条」及び「第三十三条中「第十二条各号」とあるのは「第十二条第一号」と「当該各号」とあるのは「同号」とを削る。

十 第四十九条中「第十四条第一項中「第三十三条まで」を「第三十四条まで、第三十五条の二、第三十五条の三」に改め、同条第二項中「退職の日まで」の下に「と、第三十五条の三中「旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金」とあるのは「廃疾年金(旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金を含む。)」を加え

る。

(衛視等の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)

第四十八条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、第一号に該当する場合において次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 衛視等であつた期間が十五年末満である者で第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 衛視等であつた期間が十五年末満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第四条第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

前項の場合においては、新法第九十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

(衛視等の年金者遺族一時金の額に関する特例)

第四十八条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の七・五年分に相当する金額として、当該年金者遺族一時金からの控除について

では、第三十五条の三の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額とする。

第五十三条第一号中「遺族一時金」を「年金者遺族一時金」に改め、同条第二号中「第三十六条第一項第一号の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一

時金」を削る。

第五十六条 削除

別表中「九五三、一一〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「六二一、一一〇〇円」を「七五七、八〇〇円」に、「四一三、二〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四百円」を「二万八千八百円」に「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のよう改める。

附則 第二十一条第二号中「八年以内」を「昭和五十一年五月三十一日までの間」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法第九条第三項本文、第十条第一項、第三十

六条の四の改正規定並びに同法附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに第三条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 第百一一条第四項本文及び第一百一十六条の四の改正規定並びに同法附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに第三条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法第九条第三項本文、第十条第一項、第三十

六条の四の改正規定並びに同法附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに第三条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 第百一一条第四項本文及び第一百一十六条の四の改正規定並びに同法附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに第三条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法(以下「新法」という。)及び第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長

期給付に関する施行法(以下「新施行法」といいう。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(年金の額の改正等に関する経過措置)

第三条 新法及び新施行法の規定中年金の額の改正に関する部分(年金の額の算定の基準となるべき俸給に関する規定を含む。)は、施行日前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金についても、施行日の属する月分以後適用する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつた者が施行日以後三年内に新法又は新施行法の退職(死亡を含む。)をした場合における長期給付の給付額の算定の基準となるべき俸給の額については、その額が改正前の国家公務員共済組合法の規定による長期給付の給付額の算定の基準となるべき俸給の額(以下この項において「旧法の額」という。)よりも少ないときは、旧法の額とする。

(掛金及び負担金に関する経過措置)

第四条 新法第九十九条第二項、第三項及び第五項、第一百条第五項、第一百二十四条の二第三項並びに第一百二十五条(新法第一百二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日の属する月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 第百一一条第三項及び第五項並びに第一百二十五条(新法第一百二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日の属する月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 国家公務員共済組合法による年金たる給付については、政府は、政令で定めるところにより算定された国家公務員の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という。)が昭和四十七年度(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、そ

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第七条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

2 前項の二を削る。

第六条中「前四条」を「前三条」に改め、「前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二」を削る。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第八条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「被保険者であるとき」の下に「國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)第二百二十四条の三第三項に規定する任意組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第八条 第百二十四条の三第三項に規定する任意組合員である同法の組合の組合員である十八号」を削る。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 昭和三十六年十一月一日から引き続き国家公務員共済組合法に基づく共済組合(以下この条において「組合」という。)の組合員であつて、昭和四十四年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職したもの(その退職の場合に国家公務員共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなるたる女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)については、第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは「國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二百八十二号)の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける

権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかるわらず、その者は、第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に國家公務員共済組合法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日前において消滅する。

理由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、国家公務員共済組合の制度の充実強化を図るため、国家公務員共済組合による給付の内容を大幅に改善し、年金額を平均給与額の変動に応じて自動的に改定するとともに、その財政については賦課方式を採用し、かつ、国の負担金割合を引き上げ、あわせて国家公務員共済組合の制度が組合員の福祉の増進のために運営されるように規定を整備するほか、退職者についての短期給付の特例の創設、退職者が職員団体の役員である場合の取扱い、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二百億円の見込みである。

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案

第一条 公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

(昭和百三十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第三十四条中「半額」を「百分の八十に相当する金額」に改める。

第四十八条第七号中「遺族一時金」を「年金者遺族一時金」に改める。

第五十条第二項中「百分の四十」を「百分の六十」に改め、同項に次のただし書きを加える。

第五十五条第二項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第五十六条第二項及び第二十三条中「遺族一時金」を「年金者遺族一時金」に改める。

第五十七条第一項に次の一号を加える。

四 長期給付に充てるべき積立金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

第十五条第二項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第二十五条の見出しを「(年金を受けるべき遺族の範囲)」に改め、同条第一項本文中「この法律において「遺族」とは」を「年金を受けるべき遺族の範囲は」に改め、同条中「主として」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)

第二十五条の二 年金以外の給付を受けるべき組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者とする。

三 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者とする。

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者とする。

用する。
第二十六条第一項を次のように改める。
給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

「時金基礎額」とする。

第五十八条第一項中「十年」を「六月」に改め、同条第二項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、その額が四十二万三千円より少ないとときは、四十二万三千円とする。

第五十八条第二項第一号中「一分の一」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「十年以上二十年」を「六年以上三十年」に、「百分の十」を「百分の二十四」に、「百分の一」を「百分の二・四」に、「百分の〇・四五」を「百分の一・四四」に改め、同項第三号及び第四号中「二分の一」を「百分の八十」に改める。

第五十九条を次のよう改める。

(年金者遺族一時金)

第五十九条 次の各号の一に該当する場合に、組合員又は組合員であつた者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員期間二十年以上の者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間六年以上三十年未満の組合員が死亡した場合において、遺族年金を受けないとき。

三 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間六年以上三十年未満の組合員が死亡した場合において、遺族年金を受けないとき。

合算額」とあるのは、「退職の際ににおける退職一時金基礎額」とする。

第五十八条第一項中「十年」を「六年」に改め、同条第二項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、その額が四十二万三千円より少ないとときは、四十二万三千円とする。

第五十八条第二項第一号中「一分の一」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「十年以上二十年」を「六年以上三十年」に、「百分の十」を「百分の二十四」に、「百分の一」を「百分の二・四」に、「百分の〇・四五」を「百分の一・四四」に改め、同項第三号及び第四号中「二分の一」を「百分の八十」に改める。

第五十九条を次のよう改める。

(年金者遺族一時金)

第五十九条 次の各号の一に該当する場合に、組合員又は組合員であつた者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員期間二十年以上の者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間六年以上三十年未満の組合員が死亡した場合において、遺族年金を受けないとき。

三 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

二、すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金の総額六百五十円に、「千分の十」を「千分の十五」に改める。

第六十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2、組合は、前項に規定する事業のほか、年金である給付を受ける権利を有する者の福祉を増進するため、老人福祉施設その他必要な施設の設置及び運営の事業を行なうことができることを加える。

第六十四条中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3、前項の規定による俸給と長期給付に係る掛金との割合は、三年を一期とする期間内の長期給付に要する費用の予想額と当該期間内に次に次の三項を加える。

4、前項の規定による俸給と長期給付に係る掛金並びに国及び公共企業体の長期給付に係る負担金の額の合計額とが均衡を保つことができるよう定める。

5、俸給と長期給付に係る掛金との割合は、少なくとも三年ごとに再計算されるものとする。

第六十六条第一項第一号中「昭和二十三年法律第二百五十七号」及び「この条において」を削り、同項第二号中「費用の百分の五十七・五（専従職員及び組合に使用される組合員に係る長期給付に要する費用については、百分の十五）」を「費用（専従職員及び組合に使用される組合員に係るものと除く。）の百分の五十」に改め、同条第四項中「又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項」を「労働組合又は国は、第一項、第三項又は前項」に改め、同項を

同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部

分中「組織するもの」の下に「（以下「労働組合」という。）」を加え、同項第二号中「百分の四十・五」を「百分の五十」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4、国は、組合員に係る短期給付及び長期給付に要する費用の、それぞれ、百分の二十及び百分の三十に相当する金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならぬ。

第七十三条第二項を削る。

第七十八条第一項中「並びに第五十八條」を「第五十八條並びに第五十九條第一項」に「百分の四十」を「百分の六十」に、「百分の三十」を「百分の四十五」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、同条第二項を削る。

第八十二条の次に次の二項を加える。

（退職した者についての短期給付の特例）

第八十二条の一、組合員期間二十年以上の者が退職した場合又は組合員期間十年以上の者が五十五歳以上で退職した場合には、その者は、退職の日の翌日から十日以内に、その退職後もこの条の規定による短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2、前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する役職員又は第十三条の規定による運営規則の定める者（次項において「役職員等」という。）であるものとみなして、短期給付に関する規定（第四十一条から第四十七条までの規定を除く。）を適用する。この場合においては、第十四条中「翌日」とあるのは「翌日（第八十二条の二第二項第二号又は第三号の規定により同項に規定する任意継続組合員でなくなつたときは、その日）」と、同条第二号中「役職員及び前条の規定による運営規則の定める者」とあるのは「第八十二条の二第二項に規定する任意継

続組合員」と、第六十四条第二項中「仮定期俸給」とあるのは「仮定期俸給」で第八十二条の二第一項の退職の日の属する月の掛金の標準

となつたもの」とする。

前項の規定により第一項の組合を組織する役職員等であるものとみなされた者（以下「任意継続組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

1、第一項の退職の日の翌日から起算して十年を経過したとき。

2、組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。）の資格を取得したとき。

3、健康保険法の規定による健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者（船員保険法第二十条の規定による被保険者を除く。）の資格を取得したとき。

4、組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。）の資格を取得したとき。

5、任意継続組合員でなくなることを希望する旨をその組合に申し出たとき。

6、任意継続組合員は、毎月末日までに、掛金を組合に払い込まなければならない。

7、任意継続組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

8、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

9、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

10、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

11、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

12、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

13、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

14、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

15、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

16、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

17、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

18、前項に定めるものと、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

三項とし、同条第六項を削り、同条第七項を同条第四項とする。

附則第十三条第二項を削り、同条第三項中「組合員期間十年未満の更新組合員又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め、「及び第五十九条第一項」を削り、「支給し、遺族一時金は支給しない」を「支給する」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十四条第一項中「百分の四十」を「百分の六十」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、同条第四項を削る。

附則第十四条第三項中「附則第六条第五項及び附則第十四条第四項」を「及び附則第六条第五項」に改め、同条の次に次の二項を加える。

（特例による年金の額の最低保障）

附則第十四条の四、附則第六条第一項若しくは第五項、附則第十四条第四項又は附則第十四条の三の規定により算定した年金の額が、退職年金については四十八万円、遺族年金については四十万三千円より少ないとときは、それぞれ、その額を退職年金又は遺族年金の額とし、廃疾年金にあつては廃疾の程度に応じ第五十五条第二項各号に規定する最低保障額より少ないときは、それぞれ、その額を廃疾年金の額とする。

附則第十六条の次に次の二項を加える。

（年金者遺族一時金の受給資格に関する特例）

第十六条の二、附則第九条から第十二条までの規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九条第一項の規定にかかるらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

附則第十三条第二項の規定により遺族年金を支給すべき場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九条第一項

2、支給すべき場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九条第一項

の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

特例

第十六條の三 前条の規定による年金者遺族
時金の額は、同条第一項又は第二項の規定に
該当する場合において遺族年金を受けるべき
遺族がいたとしたならば受けるべきこととな
る。

る遺族年金の額の七・五年分に相当する金額とする。ただし、同条第一項の規定に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金（旧法等（旧法及び旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令で長期給付について定めていたものをいう。以下同じ）の規定による退職年金に相当する年金（附則第二十条第一項の申出があつた場合に係る旧法の規定による退職年金を除く。）を含む。）減額退職年金又は旧法等の規定による廃絶年金に相当する年金の額があるときは、当該遺族年金の額の七・五年分に相当する金額からその総額を控除した金額とする。

」の場合において、附則第十六条の三ただし書中「旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金」とあるのは、「廃疾年金（旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金を含む。）」と読み替えるものとする。

法律（昭和四十八年法律第 号）による改
正前の遺族一時金に関する規定」に改める。

附則第二十四条第三項中「又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金」を「に支給すべき退職一時金」に、又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法を「あつては、国家

「公務員共済組合法」に改め、同条第四項中「又は
その遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時

金」を「に支給すべき退職一時金」に改める。
附則第二十五条第三項中「又はその遺族に支給すべき退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」を「に支給すべき退職一時金又は廃疾一時金」に、「又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法」を「にあつては、国家公務員共済組合法」に改め、同条第四項中「又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金」を「に支給すべき退職一時金」に改める。

附則第三十二条第一条の次に次の二条を加える。
（退職した者が労働組合の役員である場合の取扱い）

第三十一条の二 昭和四十三年十二月十三日において職員であつた者のうち専従職員であつた者が退職した場合において、当該退職の日

の翌日において労働組合の役員であるときは、その者は、当該退職の時に退職しなかつたものとみなし、労働組合の役員である間當

該退職の際組合員であつた組合を組織する職員であるものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合によつては、第四章並びに

共企業体等労働關係法第七条に規定する専従職員である組合員（以下「専従職員」といふ。）」とあり、又は「専従職員」とあるのは

「附則第三十一条の二第一項に規定する者」とある。

者に対するこの法律の規定の適用について必要な事項及び同項の規定の適用に関する必要な経過措置は、政令で定める。

別表第二

組合員期間	日数
一年以上	三五日
二年未満	

施行期日

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中公共企業体職員等共済組合法第十条第三項及び第十二条第一項の改正規定並びに同法附則第三十一条の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(第三条 新法の規定中年金の額の改正に関する部分は、施行日前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金についても、施行日の属する月分以後適用する。)

第四条 新法第六十六条第一項、第三項及び第四項の規定は、施行日の属する月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお從前の例による。

第五条 前三条に定めるもののはか、新法の施行に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(年金額の自動改定措置)

第六条 公共企業体職員等共済組合法による年金たる給付については、政府は、政令で定めるところにより算定された公共企業体の職員の年度平均の給与額（以下「平均給与額」という。が昭和四十七年度（この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の平均給与額の百分の百五をこ

第二条 通算年金制度を創設するための関係法律一部を改正する法律の一部改正)

え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度九月以降の当該年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第七条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改定する。

第七条中「被保険者であるとき」の下に「、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第一百三十四号)第八十二条の二第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第十八条第一項中(昭和三十一年法律第一百三十四号)を削る。

第八条 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改定する。

附則第八条第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第九条 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五号)の一部を次のように改定する。

附則第六条第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第十条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改定する。

附則第十四条第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合(以下この条において「組合」という。)の組合員であつて、昭和四十四年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職したものの(その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を

有することとなつた女子以外の女子及び明治十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)につ

いては、第二条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項中「退職後」とあるのは「公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の公布の日から」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、第二条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項に規定する申出をすることができきない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日前において消滅する。

理 由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、公共企業体の職員等の共済組合の制度の充実強化を図るため、公共企業体の職員等の共済組合による給付の内容を大幅に改善し、年金額を平均給与額の変動に応じて自動的に改定するとともに、その財政については賦課方式を採用し、かつ、新たに國もその費用の一部を負担することとし、あわ

せて公共企業体の職員等の共済組合の制度が組合員の福祉の増進のために運営されるように規定を整備するほか、退職者についての短期給付の特例の創設、退職者が労働組合の役員である場合の取扱い、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することができる期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、約百五十億円の見込みである。

昭和四十八年六月五日印刷

昭和四十八年六月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局